

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

平成25年 4月 12日

協議会・構成員 信楽高原鐵道施設整備推進協議会
 国土交通省近畿運輸局
 滋賀県、甲賀市
 信楽高原鐵道株式会社

事業名	補助対象事業者等	事業概要	①事業実施の適切性	②目標・効果達成状況	③事業の今後の改善点
地域公共交通バリア解消促進等事業 (鐵道軌道安全輸送設備等整備事業)	信楽高原鐵道株式会社 (信楽線)	線路設備 (マクラギ) (PC化 71m)	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A お客様に対しての安全の確保と列車の乗り心地向上が図られた。	平成24年度にj実施した整備事業を参考に更なる安全輸送に努めたい。
		線路設備 (道床) (有道床化 182m)			
		線路設備 (ガードレール) (同種交換 174m)			
		線路設備 (マクラギ) (同種交換 13m)			
		線路設備 (橋梁) (橋梁調査 3箇所)			

【各評価項目の評価基準】

①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(されている)。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。

②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)。